

API・V3 約款

第1条(本約款の適用)

API・V3 約款(以下「本約款」という)は、株式会社ぐるなび(以下「当社」という)が提供する次条に定めるサービス(以下「本サービス」という)の利用を希望し、当社がこれを承諾した者(以下「契約者」という)と当社との間に適用される契約条件を定めることを目的とする。

第2条(本サービス)

- 当社は、本サービスとして、当社が運営するサイト(以下「当社サイト」という)に掲載されている飲食店その他施設(以下「飲食店等」という)にかかる情報その他当社が管理する情報のうち別途指定する情報(以下「当社コンテンツ」という)を契約者のサービス(以下「契約者サービス」という)を通じてユーザーに配信すること(以下「本目的」という)を可能とするサービスを契約者に対し提供する。
- 本サービスの詳細(本サービスの内容、本サービスにかかるシステムの機能並びに当社サイト等のデザイン及び URL を含むが、これらに限られない)は、次条に定める申込書等及び営業資料等に記載のとおりとし、当社はこれを隨時自由に見直すことができるものとする。

第3条(本契約の締結及び成立)

- 本サービスの利用を希望する者(以下「利用希望者」という)は、当社に対し当社所定の方法に従って申込書等を提出することにより本サービスの利用を申し込む。当社は、かかる申込書等の提出をもって、利用希望者が本約款に同意したものとみなす。
- 当社は、前項の申込みについて当社所定の審査基準(以下「審査基準」という)に従って、利用希望者を審査し、審査基準を満たさない場合には速やかに利用希望者にその旨を通知する。
- 本約款に基づく当社と利用希望者との間の契約(以下「本契約」という)は、当社が審査基準を満たした利用希望者の申込みを承諾した時点をもって成立する。

第4条(当社コンテンツの提供及び使用許諾)

- 当社は、契約者に対し、別途定める提供条件に基づき、当社コンテンツを提供します。
- 当社は、契約者に対し、前項の定めに基づき契約者に提供した当社コンテンツにつき、契約者サービスにおける本目的のために必要な範囲における非独占的な使用を許諾する。
- 契約者は、当社の事前の書面による承諾を得ない限り、当社コンテンツを本目的以外に使用し、本目的のために必要な範囲を超えて編集若しくは加工し又は第三者に使用させてはならないものとする。

第5条(当社コンテンツの管理及び使用の条件)

- 契約者は、当社コンテンツが当社の財産であることを認識し、その管理に際して善良なる管理者としての注意義務を尽すものとする。
- 契約者は、当社コンテンツの使用にあたり、次の各号に掲げる事項を遵守するものとする。
 - 当社から提供を受けた最新の当社コンテンツを使用すること
 - 契約者サービス上に、当社サイト内の当社が指定するページへのリンクを当社及び契約者が別途合意する態様をもって設置し、これを維持すること
 - 契約者サービス上に、当社から当社コンテンツの提供を受けていることを示すことを目的として、別途定める当社の商標等を表示し、これを維持すること
- 契約者は、当社コンテンツの使用にあたり、次の各号に掲げる事項を行ってはならないものとする。
 - その名目の如何を問わず、契約者サービスにおける当社コンテンツの配信にかかる対価を飲食店等から收受すること
 - ユーザーが、当社コンテンツと、当社以外の第三者が保有又は提供する当社コンテンツと同種又は類似の情報を誤認混同するおそれのあるあるような態様で配信すること
 - 当社コンテンツを自らが保有する情報であるかのように配信すること又はそのように誤認混同をするおそれのあるあるような態様で配信すること
 - 前各号のほか、当社の信用を毀損し又は当社の不利益若しくは損害を生じさせるような使用を行うこと

第6条(保証の範囲)

- 当社は、契約者に対し、当社の知る限りにおいて、当社コンテンツが第三者のいかなる権利(著作権等法令により定められた知的財産権に限られず、法律上保護される利益に係る権利を含む)をも侵害しないことを保証する。なお、当社の知る限りとは、かかる保証事項について当社において何らの調査を要しないことを前

提として、当社が本契約締結時点において現に認識していることをいう。

- 前項の保証事項を除き、当社は、契約者に対し、当社コンテンツについて何らの保証(商品性、特定の目的への適合性及び正確性に関する保証を含むがこれらに限らない)をするものではない。
- 当社は、契約者に対し、API その他当社コンテンツを提供するための技術的手段について、契約者の所期の目的、要求若しくは利用態様に適合すること及びバグなどの不具合がないことを保証するものではなく、かかる技術的手段についてバグ等の不具合を修正、改良等をする義務を負うものではない。ただし、当社は、契約者から申し出があった場合、当該不具合を商業上合理的な範囲において改善するよう努める。

第7条(当社コンテンツに関する責任)

- 当社は、当社コンテンツに関するユーザーその他の第三者からの問合わせにつき、当社の責任と負担にてこれに対応する。
- 契約者は、当社コンテンツについて質疑が生じた場合、当社に問い合わせることができ、当社は、当該問い合わせに対して遅滞なく回答を行うものとする。
- 当社は、契約者による当社コンテンツの使用が第三者の権利(著作権等法令により定められた知的財産権に限られず、法律上保護される利益に係る権利を含む)を侵害したという理由で、契約者が第三者から請求(損害賠償の請求、使用差止の請求など内容の如何を問わず、また訴訟の係属の有無を問わない)を受けた場合、契約者が当該請求に対する防衛を行なうにあたり、商業上合理的な範囲で援助又は協力をする。ただし、当該請求が契約者の責に帰すべき事由による場合はこの限りでない。
- 前項に定める場合において、当社が当該請求にかかる侵害の事実を知っていたとき(知らなかったことについて当社に重大な過失があるときを含む)、当社は、当該請求につき契約者を免責するとともに、契約者にいかなる迷惑も及ぼさないよう当該請求から契約者を防御し、また契約者が被った損害を賠償する。

第8条(契約者サービスに関する責任)

- 契約者は、当社に対し、契約者サービスの内容が次の各号に掲げる内容を含まないことを保証する。
 - 事実と異なる情報又は真実性が疑わしい内容
 - 性的好奇心を煽るような情報又は青少年に有害な内容
 - グロテスクその他ユーザーに不快感を与える内容
 - 犯罪行為又は犯罪行為に結びつく内容
 - 法令に違反する行為又は法令に違反する行為に結びつく内容
 - 第三者の著作権、商標権等の知的財産権を侵害する内容
 - 本サービスの趣旨に合わない内容
 - 特定の法人又は団体に迷惑又は不利益を及ぼすような内容
 - 個人又は団体に対する差別、誹謗中傷、攻撃、脅迫、侮辱又はそのおそれのある内容
 - コンピュータウイルス、有害なプログラム等を含む情報
 - その他当社の信用を毀損し又は当社に不利益若しくは損害を生じさせるような内容
- 契約者は、契約者サービス(ただし、当社コンテンツに関する部分は除く)に関するユーザーその他の第三者からの問合わせ、苦情、請求等については、自己の責任と費用でこれを解決する。

第9条(当社コンテンツの権利帰属)

当社及び契約者は、当社コンテンツに関する権利(著作権等法令により定められた知的財産権に限られず、法律上保護される利益に係る権利を含む。以下同じ)の一切が、当社又は飲食店等に帰属することを確認する。

第10条(当社コンテンツの提供の中止等)

- 当社は、次の各号のいずれかに該当する事由が発生した場合、契約者に対し事前に通知の上、当社コンテンツの提供及び当社サイトの運営の全部若しくは一部を中止し、又は停止することができる。ただし、緊急を要する場合は事前の通知を要しない。
 - 当社のシステムの保守・点検を行う場合
 - 火災・停電・通信回線の事故又は天災地変などにより、当社コンテンツの提供又は当社サイトの運営が不可能となった場合
 - 当社が提供している各種サービス(当社サイトにおいて提供されているサービスに限らない)の運用上又は技術上当社が必要と判断した場合
- 当社は、次の各号のいずれかに該当する事由が発生した場合又は発生するおそれがあると当社が判断した場合、契約者に対し何らの通知をすることなく、当社コンテンツの提供の全部若しくは一部を中止し、又は停止することができる。
 - 契約者が本契約に定める保証事項に違反した場合
 - 第5条第3項各号のいずれかに該当する場合

3. 当社は、当社コンテンツの内容に変更や修正すべき箇所があると判断した場合、契約者に対し、当社コンテンツのうち当該箇所について、契約者サービスにおける配信の停止を求めることができる。この場合、契約者は当該求めに実務上可能な範囲で直ちに応じる。

第 11 条(当社の商標等の使用)

1. 当社は、第 5 条第 2 項第 3 号に定める場合のほか、契約者に対し、本目的のために必要な範囲において別途定める当社の商標等を使用することを無償で許諾する。
2. 契約者は、本契約に基づき当社の商標等を使用する場合、別途当社が提示する最新の使用条件(以下「ガイドライン」という)を遵守するものとする。当社は、契約者による当社の商標等の使用がガイドラインに違反すると認めた場合、契約者に対し当該当社の商標等の使用の差し止めを求めることがあり、契約者は直ちにこれに応じるものとする。
3. 契約者は、当社の事前の書面による承諾を得ることなく、当社の商標等を本目的のために必要な範囲を超えて使用してはならない。

第 12 条(プレスリース)

当社及び契約者は、本契約に関連したプレスリースを行う場合、その時期と内容について相手方の事前の書面による承諾を得なければならない。

第 13 条(契約期間)

本契約の契約期間(以下「本契約期間」という)は、申込書等に記載するサービス開始日又は別途指定するサービス開始日より起算して 1 年後の応答日の前日までとする。本契約期間の満了日の 1 ヶ月前までに一方当事者から他方当事者に対し当社所定の書面によって本契約を更新しない旨の通知がなされた場合を除き、本契約は、同一条件にて 1 年間自動的に更新されるものとし、以降も同様とする。

第 14 条(本サービスの対価および支払い条件)

1. 本サービスの対価は、以下に定める額とする。
 - (1) ベーシックプラン: 月額 50,000 円(税別)
 - (2) スタンダードプラン: 月額 100,000 円(税別)
2. 前条の定めにかかわらず、本サービスの対価が、契約期間の満了日時点において直近過去 10 ヶ月間の利用状況に応じて、以下の各号に掲げるとおり、自動的に変更されることについて、利用者はあらかじめ承諾するものとし、次回以後の契約の更新においても同様とする。なお、契約期間の満了時点において以下の各号に該当しない場合、本サービスの対価は変更されない。
 - (1) ベーシックプランを契約している場合
契約期間の満了日時点において直近過去 10 ヶ月間の月平均アクセス数が 3,000 件を超える場合(上限 6,000 件まで)、契約更新月以降は月額 100,000 円(税別)とする(疑義を避けるために付言すると 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの契約の場合は、直近過去 10 ヶ月間とは 6 月から翌年 3 月までの期間を指し、契約更新月とは翌年 4 月を指す)。但し、直近過去 10 ヶ月間の月平均アクセス数が 6,000 件を超える場合、当社は別途見積もりを契約者に提供し、契約者の承諾により当該見積額が本サービスの対価として決定されるものとする。
 - (2) スタンダードプランを契約している場合
契約期間の満了日時点において直近過去 10 ヶ月間の月平均アクセス数が 10,000 件を超える場合(上限 20,000 件まで)、契約更新月以降は月額 150,000 円(税別)とする(疑義を避けるために付言すると 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの契約の場合は、直近過去 10 ヶ月間とは 6 月から翌年 3 月までの期間を指し、契約更新月とは翌年 4 月を指す)。但し、直近過去 10 ヶ月間の月平均アクセス数が 20,000 件を超える場合、当社は別途見積もりを契約者に提供し、契約者の承諾により当該見積額が本サービスの対価として決定されるものとする。
3. 契約者は、当社が発行する請求書に従い、当社が定める時期及び方法により本サービスの対価を当社に支払うものとする。なお、振込手数料は契約者の負担とする。

第 15 条(賠償)

1. 本約款で当社の損害賠償責任が免責されている場合を除き、本サービスに起因し又はこれに関連して、当社が契約者に対し負担する責任は、請求原因の如何を問わず、原因行為のための直接の結果として現実に発生した通常損害(予見可能性の有無にかかわらず特別損害、間接損害、逸失利益を含まない)の範囲に限られ、かつ、損害の発生の直接の原因となった個別サービスの対価の額(当該対価が年額の対価として定められている場合はその対価の 1/2 に相当する額)に該当する額を上限とする。但し、当社に故意又は重過失がある場合はこの限りではない。

2. 前項に定める当社の賠償責任の定めは、債務不履行、不法行為その他法律構成の如何を問わず適用される。

第 16 条(秘密保持)

1. 当社及び契約者は、本契約の締結又は履行に関連して知り得た相手方の技術上・営業上の一切の情報(複製物を含み、以下「秘密情報」という)を、相手方の事前の書面による承諾を得ることなく、本契約の履行の目的以外に使用してはならず、また、第三者に開示・漏洩してはならない。
2. 前項の定めにかかわらず、次の各号の一に該当する情報は秘密情報に含まれない。
 - (1) 知得する時点で既に公知となっているもの
 - (2) 知得する時点で既に自己が有しているもの
 - (3) 知得した後に、自己の責めに因らずに公知となったもの
 - (4) 正当な権限を有する第三者から秘密保持の義務を負うことなく適法に入手したもの
 - (5) 秘密情報とは無関係に独自に開発したもの
3. 第 1 項の定めにかかわらず、行政機関、司法機関その他の公的機関、金融商品取引所等から、法令上・規則(金融商品取引所の定める規程・規則を含む)上の正当な権限に基づき強制力をもって秘密情報の開示を要請された場合、かかる要請を受けた当事者は、強制された範囲に限り秘密情報を開示することができる。ただし、かかる開示をした当事者は、開示前又は開示後遅滞なく相手方に対しその旨を通知しなければならない。
4. 第 1 項の定めにかかわらず、当社及び契約者は、必要な範囲において、自己又はその子会社の役職員、弁護士、公認会計士、税理士その他のアドバイザーに対して、秘密情報を開示できるものとする。
5. 当社及び契約者は、秘密情報の漏洩、紛失等の事故が発生した場合その他本契約に違反した場合又は、そのおそれがある場合は、直ちに、事実関係を相手方に報告しなければならない。
6. 前項の報告を受けた当事者は、自らの損害の拡大防止又はその回復のため、相手方に対し、本契約に違反する行為の差止め、秘密情報の回収その他の必要な措置を、相手方の負担において講じることを請求することができ、相手方はこれに応じなければならぬ。また、かかる報告を受けた当事者は、これら必要な措置を相手方の負担において自ら講じることができる。

第 17 条(契約者による本契約の終了)

1. 契約者は、本契約期間中においても、当社所定の方法に従い、契約者が希望する解約日(以下「解約希望日」という)の 1 ヶ月前までに当社に対し本契約を終了させる旨の通知を行うことにより、解約希望日をもって本契約を終了させることができる。
2. 解約希望日が月(暦月ではなく、契約開始日から 1 ヶ月を単位とする)の途中であっても、契約者は、月額で定められた本サービスの対価の全額を支払う義務を負い、当社は、日割り計算による減額又は返金を行わない。

第 18 条(当社による本契約の終了)

1. 当社は、本契約期間中においても、契約者に対し、1 ヶ月前までに書面又は電子メールにより通知を行うことにより、本契約を終了させることができる。
2. 当社は、以下の各号のいずれかに該当する場合には、契約者に対する何らの通知および催告なしに、本契約を直ちに終了させることができるほか、この場合、契約者は、当社に対して負担する一切の債務(本契約に基づき負担する債務を含むがこれに限られない)の期限の利益を当然に失い、これを直ちに弁済する。なお、本条による本契約の終了は、契約者に対する損害賠償の請求を妨げない。
 - (1) 契約者が本約款に違反した場合
 - (2) 契約者が審査基準を満たしていないことが事後的に判明した場合、又は加盟後審査基準を満たさなくなつたと当社が判断した場合
 - (3) 契約者が自己の営業について監督官庁による注意、勧告又は処分を受けた場合
 - (4) 契約者が自己の営業を行うために必要な許認可を有しない場合
 - (5) 契約者が住所変更の届出を怠る等契約者の責に帰すべき事由によって契約者の所在が不明となつた場合
 - (6) 契約者が仮差押え、仮処分、差押えもしくは競売の申立てを受け、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算手続開始もしくは特定調停手続開始その他これに類する手続の申立てを受け、又は破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算手続開始もしくは特定調停手続開始その他これに類する手続の申立てを自らした場合
 - (7) 契約者が支払を停止し、又は手形交換所から警告もしくは不渡り処分を受けた場合
 - (8) 契約者が公租公課の滞納処分を受けた場合
 - (9) 前3号のほか、契約者の財産状態又は信用状態が悪化したと当社が判断した場合

- 場合
- (10) 契約者が資本減少、合併、全部若しくは重要な一部の事業の譲渡又は解散の決議をした場合
 - (11) 契約者が株主構成、役員等の変動等により会社の実質的支配関係が変化し、従前の会社との同一性がなくなったと当社が判断した場合
 - (12) 本項各号のいずれかに準ずる事由があると当社が判断した場合
 - (13) その他契約者による本契約の履行が困難であると当社が判断した場合

第 19 条(反社会的勢力の排除)

- 1. 契約者は、現在、契約者が次の各号のいずれにも該当しないこと、また各号のいずれにも関係がないことを保証する。
 - (1) 暴力団
 - (2) 暴力団員
 - (3) 暴力団準構成員
 - (4) 暴力団関係企業
 - (5) 総会屋、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等
 - (6) その他前各号に準ずる者
- 2. 本契約締結後、契約者が前項各号のいずれかに該当することとなった場合、又は同各号のいずれかと関係が生じた場合は、契約者は直ちに当社に通知する。
- 3. 当社は、前項の通知を受けた場合には、契約者に対する何らの通知および催告なしに本契約を直ちに終了させることができる。この場合、契約者は、当社に対して負担する一切の債務(本契約に基づき負担する債務を含むがこれに限られない)の期限の利益を当然に失い、これを直ちに弁済する。なお、本条による本契約の終了は、契約者に対する損害賠償の請求を妨げない。

第 20 条(本契約終了後の措置及び残存条項)

- 1. 契約者は、終了事由の如何を問わず、本契約が終了した場合、当社コンテンツのすべてを当社の指示に従い、速やかに消去又は破棄し、いかなる理由であっても、当社コンテンツを一切使用してはならない。
- 2. 終了事由の如何を問わず、本契約が終了した場合であっても、当該終了時に本約款に基づく未履行の債務があるときは、当該債務については、そのすべての履行が終了するまでは、本約款が適用される。
- 3. 第 4 条(当社コンテンツの提供及び使用許諾)、第 5 条(当社コンテンツの管理及び使用の条件)、第 15 条(賠償)、第 16 条(秘密保持)、本条、第 22 条(権利義務の承継等)及び第 25 条(準拠法、管轄裁判所)は、本契約終了後も有効に存続する。但し、第 16 条(秘密保持)の存続は、本契約終了後 3 年間に限る。

第 21 条(委託)

当社は、当社の責任において、本サービスの提供にかかる業務の全部又は一部を第三者に委託することができる。

第 22 条(権利義務の承継等)

契約者は、当社の事前の書面による承諾を得た場合を除き、本契約上の地位又は本契約によって生じる権利もしくは義務を第三者に承継させ(合併、会社分割等の組織再編行為によるものであるかを問わない)又は担保に供してはならない。

第 23 条(届出)

- 1. 契約者は、申込書等の記載事項に変更が生じる場合、事前に(やむを得ない場合は事後遅滞なく)、当社に対し当社所定の方法に従い、その旨を届け出る。
- 2. 当社からの契約者に対する通知が、前項の届出義務の懈怠により延着又は不到達となった場合は、当該通知は通常到達すべき時に契約者に到達したものとみなす。また、前項の届出義務の懈怠により、契約者が不利益を被った場合であっても、当社は一切その責任を負わない。

第 24 条(本約款の変更)

- 1. 当社は、本約款に定める権利義務に影響を生じさせない形式的な変更については、契約者に通知することなく、変更することができる。
- 2. 契約者の一般の利益に適合する本約款の変更については、当社が申込書で指定する前項の定めにかかわらず、当社は、当社約款を掲載したウェブサイト(以下「約款ページ」という)状に改定後の当社約款を掲載し周知することで、当社約款を変更することができる。この場合、当社は変更の効力発生日である改定日(以下「改定日」という)を定め、改定日をもって改定後の本約款が適用される。
- 3. 本約款の目的に反せず変更の必要性がある場合は、当社は、本約款の改定日の 2 週間前(当社がこれより長い期間を定めた場合はかかる期間)前までに約款ページ上に改定後の本約款を掲載し周知したうえで、本約款を変更することができる。この場合、当該改定日をもって改定後の本約款を変更することができる。この場合、当該改定日をもって改定後の本約款が適用される。なお、本約款の変更例は、以下に掲げるとおりとするが、これらに限られない。

(変更例)

- ・新たなサービスの追加
- ・従前のサービスの陳腐化に伴う変更及び廃止
- ・違法又は不当行為を防止するための禁止項目を追加
- ・違法又は不当行為を防止するための権利の制限
- ・サービスの品質を維持するための料金の値上げ 等

第 25 条(準拠法、管轄裁判所)

本契約の成立、効力、履行および解釈については日本法に準拠する。契約者および当社は、本契約に起因し又はこれに関連する一切の争訟について、訴額に応じて東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属管轄裁判所とすることに合意する。

制定日 2023 年 11 月 1 日

改定日 2024 年 2 月 1 日